

総管第 593-1 号
令和 8 年 8 月 21 日

質 問 回 答 書

入札参加予定業者 殿

総務部管財課長
(公印省略)

下記件名の質問について、次のとおり回答します。

記

件 名 : 沖縄県知事公舎電力供給契約 (単価契約)

No	質問	回答
1	弊社（沖縄県内の旧一般電気事業者）は、11 月 1 日付けで、公表している電気供給約款の改定を予定しており、その際に基本料金単価及び電気料金単価の改定も行う予定である。しかしながら、9 月 8 日の入札・開札までに単価の確定が間に合わないため、入札額は現状の単価をベースに計算し、入札書を提出する予定である。仮にそれで落札した場合、供給開始前（12 月 1 日前）に新単価をベースとした単価に変更し、契約締結することは可能か。	協議に応じることは可能です。
2	電気料金の請求及び算定について、第 7 条に「乙は、前条の計量後、遅滞なく、当該月に係る電気料金の支払請求書を甲に提出」とあるが、請求書は WEB による通知も可能か	WEB 上での請求書の発行・通知も可能です。
3	電気料金の請求及び算定について、口座振替による対応が可能か	沖縄県財務規則第 59 条において、「経費の支出は、債権者の請求書の提出を待ってしなければならない」とされているため、請求書による手続きが必要となります。

4	入札により決定した「基本料金単価及び従量料金単価」について、国などの施策で電気料金の見直しがあった場合、当該契約においても期中での変更は可能でしょうか。	協議に応じることは可能です。
---	---	-----------------------